

保育料徴収基準額表（令和5年度）

| 各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分 | | 3歳未満児（0～2歳クラス） | 3歳以上児（3～5歳クラス） | | |
|-------------------------|---|----------------|----------------|------|-----|
| 階層区分 | 定 義 | 3号認定 | | 2号認定 | |
| | | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 |
| 第1階層 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。） | 0円 | | 0円 | |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯 | 0円 | | | |
| 第3階層 | 所得割額 48,600円 未満 | 8,500円 | | | |
| 第4階層－1 | 所得割額 48,600円 以上 73,000円 未満 | 15,000円 | | | |
| 第4階層－2 | 所得割額 73,000円 以上 97,000円 未満 | 21,000円 | | | |
| 第5階層－1 | 所得割額 97,000円 以上 110,000円 未満 | 23,000円 | | | |
| 第5階層－2 | 市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯 所得割額 110,000円 以上 135,000円 未満 | 25,600円 | | | |
| 第5階層－3 | 所得割額 135,000円 以上 169,000円 未満 | 31,000円 | | | |
| 第6階層－1 | 所得割額 169,000円 以上 201,000円 未満 | 33,000円 | | | |
| 第6階層－2 | 所得割額 201,000円 以上 255,000円 未満 | 35,000円 | | | |
| 第6階層－3 | 所得割額 255,000円 以上 301,000円 未満 | 39,000円 | | | |
| 第7階層 | 所得割額 301,000円 以上 | 41,000円 | | | |

備考

- この表の第3階層以上の所得割を計算する場合には、調整控除額・税額調整措置における調整額以外の税額控除（配当控除・住宅借入控除など）は適用されません。
- 4～8月分までの利用者負担額の算定は令和4年度市町村民税額、9～翌年3月分までの利用者負担額の算定は令和5年度市町村民税額で行います。なお、3～5歳児の利用者負担額は無償となります。
- 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は3号認定の利用者負担額となります。

朝日町では多子世帯の経済的負担を軽減するため、同時入所に限らず、同一世帯における第2子の保育料を半額、第3子以降は無料としています。

○このほか下記のとおり軽減措置があります。

- ・所得割課税額57,700円未満の場合
第1子・・・半額 第2子以降・・・無料

【ひとり親世帯・在宅障害児（者）を有する世帯等】
所得割課税額77,101円未満の場合 無料